

ミニボートでの海中転落事故発生

< 概要 >

5月19日の午前中、船釣りをしていたミニボートが天候悪化に伴う高波を受けて転覆し、乗船者が海に投げ出されてしまいました。

事故者(救命胴衣着用)はそのまま沖合いに流され、偶然この状況を見ていた釣り人から118番通報があり、酒田海上保安部が救助対応しました。救命胴衣を着ていたことで、溺れることなく早期に発見され、ことなきを得ました。



< 対策 >

- ✓ こまめに気象、海象情報を確認しましょう。
- ✓ 連絡手段を確保しましょう。(防水スマホ など)
- ✓ 釣りに没頭しすぎず、

常に自船の位置や周囲の状況を確認しましょう。

※ミニボートは、『風や波の影響を特に受けやすい』乗り物です。



海の事件・事故は118番

酒田海上保安部

小型船舶免許を
持っていない人の
ための

ミニボートに 乗船する際の注意事項

ミニボート（船体の長さが3m未満であり、かつ、推進器の出力が1.5kw（2.039馬力）未満の船舶）は、小型船舶免許や検査が必要ありませんが、ひとたび海に出れば、他の船舶と同じように海上の交通ルールが適用されます。また、ミニボートは幅が狭く、長さが短いなどの構造上の特徴がありますので、以下の注意事項を守り、安全に航行しましょう。

急に立ち上がらないようにしましょう！

ミニボート上での急な立ち上がりやボートからの乗り出しは、バランスを崩しやすく、海中転落するおそれがありますので十分気をつけましょう。また、ミニボート上で移動する際は、慌てることなく、できるだけ低い体制で移動するようにしましょう。

オールで帰る事ができる範囲で活動しましょう！

船外機の機関故障により帰還不能となる事故も多く発生しています。また、沖合に出て風や波の影響を強く受けると、移動に予想以上の燃費を消費し、海上でガス欠となるおそれもあります。

できる限り岸の近くで乗るようにし、万が一の機関故障時には、自力（オール）で帰ることができる範囲で航行しましょう。

波の方向に十分注意しましょう！

ミニボートが横波を受けると船体は左右に揺れ、転覆の危険性が高まります。横波を受ける状態で長く走るとは絶対に避けましょう。また、後方からの波に対しても注意して航行しましょう（波高20cm、風速4m/s以下での航行を推奨します）。

認識旗を立て、見張りを確実に行いましょう！

ミニボートは、昼間でも他船からは想像以上に見えにくいものです。他船に自船の存在を知らしめるため、認識旗を高さ3m以上のポールに掲げて航行しましょう。このほか、大型船のレーダーに映りやすくするため、レーダーリフレクター（※1）を装備することも有効です。また、他の船はこちらを常に見てくれていると安心してはいけません。乗船中は周囲への見張り（※2）を確実にし、安全に航行しましょう。

※1 他船からのレーダー波を反射させ、レーダー画像に映りやすくする金属板

※2 他船の動きや浅瀬・堤防などの危険な存在をよく見て把握すること

ルールを覚えて
海でエンジョイ！



国土交通省



海上保安庁

救命胴衣を確実に着用しましょう！

ミニボートに乗船する際に救命胴衣を常時着用するのは基本中の基本です。落水した場合も、救命胴衣を着用していれば助かる確率が高くなりますので、脱げないようベルトをしっかり締め、確実に着用しましょう。

連絡手段と救助体制を確保しましょう！

携帯電話は防水パックに入れ、万が一落水した際の連絡手段を確保しましょう。また、事故の発生に備え、仲間の船などによる救助体制をあらかじめ確保しておくほか、帰りの時刻等をあらかじめ家族等へ連絡しておきましょう。

夜間は船を出さないようにしましょう！

夜間航行する場合は、全周灯等の法定設備を点灯する必要がありますが、たとえ点灯していても小型のミニボートは他船から非常に見えにくく、気付いてもらえないことがありますので、夜間は航行しないようにしましょう。

こまめに天気情報をチェックしましょう！

ミニボートは、気象・海象に左右されやすく、荒天で風が強くなったり波が高くなると、自力で帰航できなくなることがあります。

ボートを出航する前に、海上保安庁が提供する海の安全情報等で気象・海象情報を確認し、荒天が予想される場合は、出航の取り止めや早めの帰航を心がけましょう。

スマートフォン用サイト



携帯用サイト

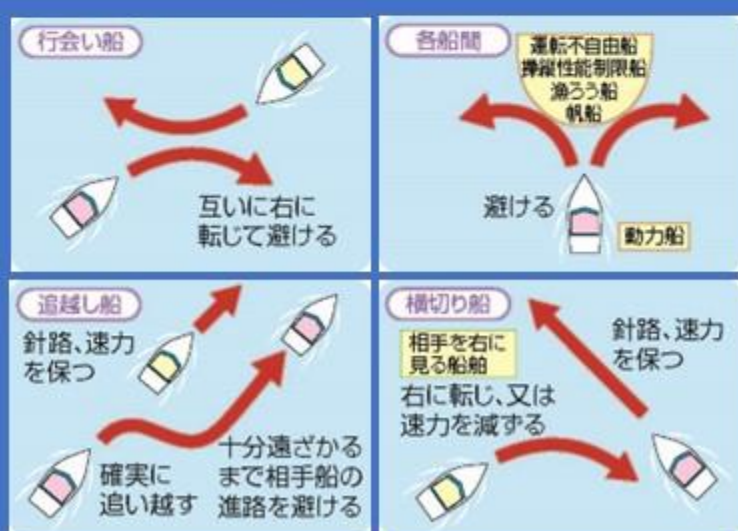


基本的な交通ルールを覚えましょう！

陸上と同じく、海上にも、法で定められた交通ルールがあります。このルールは、海上衝突予防法、海上交通安全法及び港則法によって定められていますが、小型船舶免許の要らないミニボートであっても、この交通ルールは守らなければなりません。

右図に示すような、基本的な交通ルールを確実に覚えておきましょう。

ミニボートの操船者は、「船長」としてボートと乗船者の安全を確保する義務がありますので、しっかり勉強しておきましょう。



国土交通省



海上保安庁